

カオナビサービス利用約款 変更点一覧

2022年10月15日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
前文	<p>カオナビサービス利用約款（以下「本契約」といいます。）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが提供するクラウド人材管理ツール「カオナビ」のサービス（以下「本サービス」といいます。）について、お客様が本サービスを利用するにあたり、お客様及び株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下「当社」といいます。）が遵守すべき事項を定めたものです。</p> <p>なお、本サービスは、株式会社カオナビが権利を有するカオナビサービスについて、当社が株式会社カオナビからの販売・提供の許諾のもとに、お客様にサービスを提供するものです。</p>	<p>カオナビサービス利用約款（以下「本契約」といいます。）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが提供するクラウド型タレントマネジメントシステム「カオナビ」のサービス（以下「本サービス」といいます。）について、お客様が本サービスを利用するにあたり、お客様及び株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下「当社」といいます。）が遵守すべき事項を定めたものです。</p> <p>なお、本サービスは、株式会社カオナビが権利を有するカオナビサービスについて、当社が株式会社カオナビからの販売・提供の許諾のもとに、お客様にサービスを提供するものです。</p>	表現の変更
第5条（見出し）	お客様情報等の利用	お客様情報等の取扱い	表現の変更
第5条5項	上記の他、お客様情報等に含まれる個人情報の取扱いについては、当社の個人情報保護方針に従うものとします。	上記の他、お客様情報等に含まれる個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシーに従うものとします。	実態に合わせた修正
第11条3項	当社及び株式会社カオナビは、本サービスを提供するために必要な範囲内でのみ保存データを利用（個人を識別・特定できない形式に加工した上での統計情報の作成を含みます。）します。	当社及び株式会社カオナビは、本サービスを提供するために必要な範囲内でのみ保存データを取扱い（個人を識別・特定できない形式に加工した上での統計情報の作成を含みます。）します。	表現の変更
第14条2項13号	その他、当社が不適切と判断する行為	その他、前各号に準じる行為として当社が不適切と判断する行為	内容がより明確となるよう変更
第22条1項	<p>お客様が以下の各号の一にでも該当した場合、<u>当社は、お客様に対してなんらの催告なくして本サービス契約を即時解除することができます。</u></p> <p><u>お客様が本契約の条項及び条件の一にでも違反した場合</u></p> <p>申込事項に不実虚偽の記載があった場合</p> <p>当社の業務遂行及び提供ツール等に支障を及ぼした場合、又はそのおそれのある行為を行った場合</p> <p>破産、会社更生手続、民事再生手続の申し立てを受け、又は自ら申し立てる等、<u>お客様の信用不安が発生したと当社が判断した場合</u></p> <p>仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立て、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、又はこれらの申し立て、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合</p> <p>長期間にわたりお客様への電話・FAX・電子メール</p>	<p>お客様又は当社は、<u>相手方が以下の各号の一にでも該当した場合、相手方に対してなんらの催告なくして、将来に向かって本サービス契約を即時解除することができます。</u></p> <p>本契約の条項及び条件の一にでも違反した場合</p> <p>申込事項に不実虚偽の記載があった場合</p> <p>当社の業務遂行及び提供ツール等に支障を及ぼした場合、又はそのおそれのある行為を行った場合</p> <p>破産、会社更生手続、民事再生手続の申し立てを受け、又は自ら申し立てた場合、<u>その他信用不安が発生したと合理的に判断できる事情が発生した場合</u></p> <p>仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立て、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、又はこれらの申し立て、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合</p> <p>であって、当該事由により信用不安が発生したと合理的に</p>	<p>・解除条項を双務としたことに伴い変更</p> <p>・表現の変更</p>

	の手段による連絡がつかない場合	的に判断できる事情が発生した場合 長期間にわたり当社からお客様への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合	
第 22 条 2 項	前項第 1 号乃至第 3 号により、本サービス契約が解除された場合、お客様は当社に対して、サービス期間満了までの金額から当社に支払い済の金額を差し引いた残額を、違約金として当社に支払うものとします。なお、この違約金の定めは、当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。	お客様が前項第 1 号乃至第 3 号に該当することより、本サービス契約が解除された場合、お客様は当社に対して、サービス期間満了までの金額から当社に支払い済の金額を差し引いた残額を、違約金として当社に支払うものとします。なお、この違約金の定めは、当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。	解除条項を双務としたことに伴い変更
第 22 条 4 項	当社は、第 1 項に基づいて行った解除によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。	お客様及び当社は、第 1 項に基づいて行った解除により相手方に生じた損害について一切の責任を負いません。	解除条項を双務としたことに伴い変更
パルスサーベイ利用特約 第 3 条	お客様は、保存データのうち、コンディションデータについて、当社及び本サービスの権利を有する株式会社カオナビが、お客様及び特定の個人（ユーザーを含みます。）が特定できない形式に加工したうえで平均値等の統計情報（以下「パルスサーベイ統計情報」といいます。）を作成（他のお客様のコンディションデータと統合することも含みます。）し、サービスの提供（他のお客様にパルスサーベイのリファレンスデータとして提供することを含みます。）を目的として利用することを予め承諾するものとします。なお、当社及び株式会社カオナビは、お客様がパルスサーベイの利用を終了した後も、パルスサーベイ統計情報を保有、利用、開示することができるものとします。	当社は、保存データのうち、コンディションデータについて、お客様及び特定の個人（ユーザーを含みます。）が特定できない形式に加工したうえで平均値等の統計情報（以下「パルスサーベイ統計情報」といいます。）を作成（他のお客様のコンディションデータと統合することも含みます。）し、当社及び本サービスの権利を有する株式会社カオナビはこれをサービスの提供（他のお客様にパルスサーベイのリファレンスデータとして提供することを含みます。）を目的として利用することができるものとします。なお、当社及び株式会社カオナビは、お客様がパルスサーベイの利用を終了した後も、パルスサーベイ統計情報を保有、利用、開示することができるものとします。	表現の変更
グループ戦略ポータル利用特約	-	（省略）	グループ戦略ポータルのサービス開始に伴い、新たに特約を追加